

京町普通財産家屋 利活用事業募集要項

1. 趣旨・概要について

厚真町(以下、「町」とします。)は、夕張山地から太平洋へと南流する厚真川の流域をほぼそのまま町域としています。北部は低山が連なった山岳地帯で、中央部の平地は大部分が農地として開墾され、優良な水田地帯となっているほか、市街地が形成されていて、南部には勇払原野から続く湿原や大小の沼が点在し、太平洋に面する海岸部は苫小牧工業基地として開発されていますが、苫小牧東港の東側には砂浜が広がり道内有数のサーフィンの適地となっているほか、一部には自然植生が残り、海浜植物が自生しています。気候は温和で、寒暖の差が大きい内陸型の気候で、積雪は一般に少ない状況です。

今般、未利用となっている京町普通財産家屋を有効に利活用して、地域の振興や活性化が期待できる事業の展開に意欲のある事業者等を、町で募集します。

2. 京町普通財産家屋の概要について

普通財産家屋は町中心部に位置し、住宅として使われていた家屋です。公園に隣接し、住宅街の中にあります。

(1) 施設名

京町普通財産家屋

(2) 未利用になった年月

令和6年8月

(3) 土地の概要

- ① 地番:北海道勇払郡厚真町京町140番地1、140番地3
- ② 地目:宅地
- ③ 地積:241.1m²

(4) 建築物の概要

- ① 構造:木造
- ② 階数:2階
- ③ 延床面積:105.16m²(1階 80.32 m²、2階 24.84 m²)
- ④ 建築年:1972年築

(5) 設備の概要

- ① 上水道:町上水道利用

- ② 下水道:町下水道利用
- ③ 電 気:北海道電力(株)利用可
- ④ 電 話:NTT北海道利用可
- ⑤ 携帯電話:各種民間事業者提供エリア内
- ⑥ インターネット:各種民間事業者光回線提供エリア内
- ⑦ ガス:プロパンガス(町内業者有り)利用可
- ⑧ 油脂類:灯油(町内業者有り)利用可

(6) 立地場所の概要

- ① 厚真町中心部
- ② JR岩見沢本線早来駅から約11km 車で約20分
- ③ 道東道追分ICから約40km 車で約1時間
- ④ 苫小牧東港から約18km 車で約40分
- ⑤ 新千歳空港から約25km 車で約50分
- ⑥ 苫小牧市中心部から約32km 車で約50分
- ⑦ 札幌市中心部から約78km 車で約1時間30分

3. 事業提案の諸条件

(1) 応募資格

活用提案者は、個人、団体又は企業を問いませんが、次に掲げる者は、活用提案者及びその構成員(以下「活用提案者等」という。)となることはできません。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- ② 申請時において、町からの入札の参加資格を取り消されている者
- ③ 応募受付期間において、会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者
- ④ 活用提案者等に破産者又は禁固以上の刑に処せられている者がいる者
- ⑤ 法人税、消費税及び地方消費税のほか義務付けられている税を滞納している者
- ⑥ 公共料金等を滞納している者
- ⑦ 活用提案者等が、次の各号のいずれかに該当すること、又は次の各号に掲げる者が、団体の経営に実質的に関与していること。
 - イ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に関する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ロ) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ハ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ニ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ホ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ヘ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 提案事業(提案内容)

次のいずれかに該当する事業(※専用住宅としての利用は対象外です。)

- ① 町の産業の振興・活性化に資する事業
- ② 町の雇用の促進に資する事業
- ③ 町の学術・文化・教育等に資する事業
- ④ 町の観光の振興・活性化に資する事業
- ⑤ 町の福祉の向上・活性化に資する事業
- ⑥ その他、町の活性化に資する事業

(3) 立地の場所等

当該地は、都市計画区域内の市街化区域であり、用途地域は低層住宅地域となります。

※用途制限のご確認は、町まちづくり推進課政策推進グループへ、ご相談ください。

(4) 法令等の遵守

提案事業内容によっては、建築基準法、都市計画法、消防法等の関係法令に抵触する場合がありますので、施設整備及び事業運営にあたっては関係する法令等を遵守してください。

(5) 地域への協力等

施設等の改修や事業運営にあたっては、地域住民への説明や連携を行うなどして、良好な信頼関係の形成や周辺の自然及び住環境等への影響に配慮してください。

5. 募集期間等

(1) 募集期間

令和7年6月20日(金)午前9時から令和7年7月18日(金)午後5時まで

(2) 提出方法

持参・郵送等による。

(3) 提出書類

- ① 応募申請書(様式1)
- ② 事業計画書(様式2)※詳細の事業計画等を添付のこと。
- ③ 代表者及び役員等名簿(様式3)
※ 暴力団等を排除するため、必要に応じて警察署に対して行う照会に際し、使用することがあります。
- ④ 確約書(様式4)
- ⑤ 添付書類
 - イ) 定款、規約、会則等これらに類する書類の写し
 - ロ) 納税証明書～前年分
 - ハ) その他書類

- 法人の場合は、登記事項証明書又は履歴事項全部事項証明書、直近の決算書
- 任意団体の場合は、法人に準じて規約や決算書、活動実績書、代表者及び役員等の略歴、代表者の納税証明書
- 個人の場合は住民票、身分証明書の写し(免許証等)、略歴

6. 応募に関する留意事項

- ① 提出された応募書類は返却しません。応募書類を公開する場合がありますが、提案内容以外(氏名等の個人情報)を公表することはありません。
- ② 提出された計画の内容は、募集期間終了後に大幅に変更することは認められません。
- ③ 応募内容に虚偽の記載があると認められる場合や応募資格を偽った場合は失格といたします。
- ④ 応募に係る経費は、全て提出者の負担とします。
- ⑤ 応募書類を提出後に辞退する場合は、任意の様式により辞退届を提出ください。

7. 利用候補者の選定方法

利用候補者を選定するため、町職員等からなる選定委員会において、書類審査等により利用候補者を選定します。

※選定の結果、3. 事業提案の諸条件-(3)提案事業 の提案内容に資する事業の提案がない場合、「候補者なし」とする場合があります。

※選定結果は、応募者全員に通知します。

※利用候補者としての決定を受けられないことにおいて生じる一切の損害や賠償等について、町は一切の責任を負いません。

8. 契約について

普通財産の利活用にあたっては、賃貸契約又は売買契約により実施します。

利用候補者の決定後、必要な事務手続き(事業内容によっては、都市計画法による用途変更等の許可、施設や設備について建築基準法や消防法等の手続きが必要となります。)が終了した後に、町は利用候補者と賃貸契約又は売買契約を締結します。

※利用者が契約内容に違反した場合や、応募資格を満たさなくなった場合は、当該契約を解除します。

賃貸契約又は売買契約につきましては、それぞれ次の条件とします。

(1) 賃貸契約の場合

① 賃貸額【年額】 300,000 円(税込)

※維持管理に伴う光熱水費等は利用者の実費負担とします。

※他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する場合は、無償による貸付の対象となることがあります。

※提案内容により、有償無償等の判断を行う場合があります。

② 契約期間は、契約開始年から2年後の年度末まで(3年以内)としますが、町との協議により

延長することができます。

※賃貸期間を満了した場合、または施設等の利用を中止する場合は、原状回復して返還してもらいます。ただし、町が認めた場合はこの限りではありません。

- ③ 次の費用は全て利用者の負担となります。事業内容によっては、町の補助・助成制度の活用が可能な場合がありますので、ご相談願います。

イ) 賃貸借契約に要する費用

ロ) 京町普通財産家屋の維持管理に要する費用・提案事業の実施に係る施設の用途変更及び改修や設備に要する費用

※施設利用者が施設に手を加えたり改修する場合には、事前に町の承認が必要となります。

- ④ 移転等の禁止賃借権の第三者への譲渡又は転貸はできません。ただし、事業内容の範囲において特別な理由があり、事前に町の承諾を受けた場合は、この限りではありません。

(2) 売買契約の場合(家屋及び土地)

- ① 売却予定額2,000,000円(税込)

- ② 買取後、10年間は提案事業目的に使用すること。目的外に使用された場合は、買い戻しを行います。

- ③ 次の費用は全て利用者の負担となります。事業内容によっては、町の補助・助成制度の活用が可能な場合がありますので、ご相談願います。

イ) 売買契約に要する費用

ロ) 京町普通財産家屋の維持管理に要する費用・提案事業の実施に係る施設の用途変更及び改修や設備に要する費用

- (3) 移転等の禁止賃借権の第三者への譲渡又は転貸はできません。ただし、事業内容の範囲において特別な理由があり、事前に町の承諾を受けた場合は、この限りではありません。

9. その他

当募集要項に定めのない事項については、契約書あるいは別途協議により定めることとします。

10. 応募に関する質問等

募集要項の内容等に関する質問を受け付けますので、FAX又は電子メールで送付してください。(氏名・住所・連絡先等を記載のうえ送付願います。)

※質問内容と回答については、ホームページにて公表します。

11. 提出先・問合せ先

〒059-1692 北海道勇払郡厚真町京町120番地

厚真町役場 総務課 総務人事グループ

TEL:0145-27-2322

FAX:0145-27-2328

メール:soumu@town.atsuma.lg.jp